

# 茨城県報

第6902号

昭和56年1月16日

金曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

### 告示

	ページ
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課) .....	1
●国民健康保険医の登録(医療福祉課) .....	2
●区画漁業の免許(漁政課) .....	2
●新規土地改良事業の審査(13件)(農地管理課) .....	3
●土地改良区の設立( " ) .....	7
●事業の認定(用地課) .....	7
●道路の供用開始(道路維持課) .....	8
●久慈川水系一級河川玉川の一部用途廃止(河川課) .....	8
●都市計画事業の認可(2件)(都市施設課) .....	9

### 公告

●土地立ち入り測量(用地課) .....	10
●都市計画事業の施行者の名称等(3件)(都市施設課) .....	10
●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効(高萩県税事務所) .....	11

## 告示

### 茨城県告示第33号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師を保険医に登録した。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

氏名	登録記号番号	登録年月日
太枝良夫	茨医 4276	55. 12. 4
大高和夫	" 4277	"
斎藤貞徳	" 4278	55. 12. 5
菅沢寛健	" 4279	55. 12. 4
月本光一	" 4280	55. 12. 10
林肇華	" 4281	"
大泰司正嗣	茨歯 1141	"

**茨城県告示第34号**

国民健康保険法 (昭和33年法律第 192 号) 第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和33年政令第 363 号) 第 9 条の規定により告示する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登 年 録 月 日	国 保 医 名	診 療 科	診 療 に 従 事 す る 場 所
茨 国 医 第3990号	55.12.4	太 枝 良 夫	外 科	西茨城郡岩瀬町大字鎌田604 県西総合病院
" 第3991号	"	大 高 和 夫	"	"
" 第3992号	55.12.5	斎 藤 貞 徳	"	水戸市宮町3-2-7 水戸協同病院
" 第3993号	55.12.4	菅 沢 寛 健	"	西茨城郡岩瀬町大字鎌田604 県西総合病院
" 第3994号	55.12.10	月 本 光 一	内 科	取手市井野字除ヶ戸1574の2 取手協同病院
" 第3995号	"	林 肇 華	"	"
" 第3996号	55.12.1	白 石 博 之	"	東京都新宿区西新宿6-7-1 東京医科大学病院
茨 国 歯 第1115号	55.12.10	大 泰 司 正 嗣	歯 科	鹿島郡波崎町8968 波崎済生病院
茨 国 薬 第1100号	55.12.1	長 岡 節 子	調 剤	東京都葛飾区亀有1-15-11 塩田産婦人科病院

**茨城県告示第35号**

昭和56年1月1日霞ヶ浦北浦海区における区画漁業を次のとおり免許した。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 漁業権者の住所及び氏名

免 許 番 号	漁 業 権 者	
	住 所	氏 名
霞北区第 111 号	新治郡出島村加茂3385番地	戸田真珠有限会社
	稲敷郡桜川村羽生197番地	清和真珠株式会社
	稲敷郡東村幸田2578番地	大湖真珠株式会社
	稲敷郡桜川村浮島1447番地	浮島真珠養殖組合 代表者 宮本 昌

霞北区第 112 号	稲敷郡東村幸田2578番地	大湖真珠株式会社
	稲敷郡桜川村浮島1447番地	浮島真珠養殖組合 代表者 宮本 昌
霞北区第 113 号	土浦市大字中高津1008番地の96	和光真珠株式会社
	土浦市真鍋 6 丁目 6 番34号	柳瀬パール有限会社

2 免許の内容, 制限又は条件及び存続期間

昭和55年11月20日

茨城県告示第1586号のとおり

茨城県告示第36号

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする寺上野地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年 1 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

寺上野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年 1 月22日から昭和56年 2 月11日まで

3 縦 覧 の 場 所 明野町役場

茨城県告示第37号

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする赤浜地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年 1 月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

赤浜地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年 1 月22日から昭和56年 2 月11日まで

3 縦 覧 の 場 所 明野町役場

**茨城県告示第38号**

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする高津地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

高津地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

**茨城県告示第39号**

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする成井池下地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

成井池下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

**茨城県告示第40号**

村田村外三ヶ村土地改良区が行おうとする成井地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

成井地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

#### 茨城県告示第41号

柿岡土地改良区が行おうとする館地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

柿岡土地改良区定款の写し

館地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

#### 茨城県告示第42号

小幡南部土地改良区が行おうとする細谷地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

小幡南部土地改良区定款の写し

細谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

#### 茨城県告示第43号

江垂土地改良区が行おうとする小屋地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

江垂土地改良区定款の写し

小屋地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

#### 茨城県告示第44号

下館市大字下平塚59番地直井覚市ほか42名から昭和55年9月4日付けで認可申請のあつた下館市西大島地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に第供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

(ア) 下館市西大島地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 下館市西大島地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 下館市役所

#### 茨城県告示第45号

那珂郡大宮町大字八田705番地野上通善ほか7名から昭和55年11月19日付けで認可申請のあつた八田地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

(ア) 八田地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 八田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 大宮町役場

#### 茨城県告示第46号

金砂郷村長石崎力から昭和55年11月12日付けで認可申請のあつた鶴巻地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

鶴巻地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 金砂郷村役場

**茨城県告示第47号**

金砂郷村長石崎力から、昭和55年11月12日付けで認可申請のあつた岩手地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

岩手地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 金砂郷村役場

**茨城県告示第48号**

土浦市長野口敏雄から昭和55年11月18日付けで認可申請のあつた中貫南地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

中貫南地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年1月22日から昭和56年2月11日まで

3 縦覧の場所 土浦市役所

**茨城県告示第49号**

鹿島郡大野村大字津賀1919の1に事務所を置く大野中部土地改良区の設立を土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により昭和55年12月26日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第50号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 大 洋 村
- 2 事業の種類 大洋村公民館建設工事
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分  
鹿島郡大洋村大字汲上字八丁地内
  - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
大洋村役場

茨城県告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年1月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 千葉竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間  
竜ヶ崎市長沖新田町30番地2号地先から  
" 川原代町5612番地5号先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年1月16日

茨城県告示第52号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県大宮土木事務所において縦覧に供する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 久慈川水系一級河川玉川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
昭和56年 月 日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
那珂郡大宮町大字東野字町田2601番の1地先から 同 郡同 町大字北塩字勝火谷2049番の 3地先まで	土 地	3,942.21 m <sup>2</sup>



**茨城県告示第53号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 守 谷 町

2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画道路事業

3-4-1 取手西口北守谷線

3 事業施行期間 昭和56年1月16日から昭和60年3月31日まで

4 事業地

① 収用の部分

北相馬郡守谷町大字立沢字山王後，字西萩久保，字東萩久保，字直道，字後田，字蟹内，  
字野目里塚，字大久保，字野口前，字山王前

大字守谷字並木，字清水

大字大柏字下ヶ戸及び字天神原地内

② 使用の部分 な し

**茨城県告示第54号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 下 館 市

2 都市計画事業の種類及び名称

下館結城都市計画公園事業

3 事業施行期間 昭和56年1月16日から昭和58年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

下館市大字伊佐山字上川原地内

(2) 使用の部分 な し

## 公 告

### ●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 霞ヶ浦湖北流域下水道事業土浦幹線
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
土浦市大字小岩田字西一丁目、字西二丁目、字東一丁目及び字東二丁目地内  
" 大字大岩田字富士久保、字杉苗田、字根田、字薙名及び字新堀地内  
稲敷郡阿見町大字阿見字天神山下、字五反田、字塚田、字丸山、字丸山下、字場関及び字門内地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和56年1月16日から昭和56年3月15日まで

### ●都市計画事業の施行者の名称等

都市計画公園事業については、昭和55年11月1日建設省告示第1724号都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
研究学園都市計画公園事業  
5-4-302 赤塚公園
- 2 施行者の名称 茨 城 県
- 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県庁
- 4 事業地の所在 筑波郡谷田部町大字赤塚字五十塚地内

都市計画公園事業については、昭和55年11月1日建設省告示第1725号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
研究学園都市計画公園事業  
5-3-301 洞峰公園
- 2 施行者の名称 茨 城 県
- 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県庁
- 4 事業地の所在 変更なし

都市計画公園事業については、昭和55年12月13日建設省告示第1904号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和56年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
水戸勝田都市計画公園事業  
9-6-001 偕楽園公園
- 2 施行者の名称 茨 城 県
- 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県庁
- 4 事業地の所在

昭和43年建設省告示第3762号、昭和48年建設省告示第568号及び昭和52年建設省告示第873号の事業地のうち大字千波町字千波山及び大字見川一丁目地内において事業地を変更する。

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効

料理飲食等消費税公給領収証用紙については、次のとおり紛失及び盗難のあつた日から無効とした。

昭和56年1月16日

茨城県高萩県税事務所長 鈴 木 保 範

紛失年月日	紛失した用紙		紛失した者	
	様式	記号及び番号	住 所	氏 名
昭和55年11月8日	第15号の7	U 501601 から U 501800 まで	日立市弁天町 1-1-10	堀内良子
昭和55年12月11日	第15号の7	U 526901 から U 527000 まで	日立市旭町 3-17-6	佐々木敦子

盗難年月日	盗難された用紙		盗難された者	
	様式	記号及び番号	住 所	氏 名
昭和55年12月18日	第15号の7	U 491001 から U 491100 まで	高萩市安良川272	小林一郎

★ 県政の総覧 ―― 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
休日の場合は繰り下ぐ（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所